

道 生 第 1 9 9 2 号
平成30年12月17日

北海道青少年健全育成審議会
会 長 丸 山 治 様

北海道知事 高橋 はるみ

北海道青少年健全育成条例の見直しの基本的な考え方について（諮問）
北海道青少年健全育成条例の見直しに向けた基本的な考え方について諮問します。

（諮問の理由）

北海道青少年健全育成条例では、5年ごとに社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしており、来年がその見直しの年となります。

青少年を取り巻く状況を見ますと、近年は、スマートフォンの急速な普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、青少年がインターネットに起因するトラブルや事件に巻き込まれる事例が増加しています。

本道においても、インターネットに起因する青少年の性的な被害が年々増加しており、特に昨年は「自画撮り被害」と呼ばれる、SNS等を介した児童ポルノ製造事件の被害少年が過去最高を記録するなど、大きな社会問題となっています。

また、青少年に深く浸透しているゲームソフトは、技術の進歩により極めて臨場感が高くなっており、過度な描写を含むものも流通していることから、青少年への悪影響が懸念されるところです。

このような課題に対応し、次代の社会を担う青少年が健全に育成される社会を実現するため、条例の見直しに向けた基本的な考え方について意見を求めるものです。